

[自由論題: 研究論文]

学校図書館と著作権法施行令 1 条の 3

CPS (Cyber-Physical System) 時代における学校図書館に期待される役割を踏まえて

School Libraries and Article 1-3 of the Enforcement Ordinance of the Copyright Act

Based on the Role Expected of School Libraries in the Era of CPS (Cyber-Physical System)

栗原 佑介

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任准教授(有期)

Yusuke Kurihara

Project Associate Professor (non-tenured), Graduate School of Media and Governance, Keio University

Correspondence to: yukurihara.cyberlaw@gmail.com

Abstract: 令和 3 年著作権法改正では、図書館関係の権利制限規定が大幅に見直されたが、学校図書館については、依然として「図書館等」(同法 31 条、施行令 1 条の 3) に含まれていないため、改正の恩恵を受けることができなかった。本稿では、①令和 3 年著作権法改正において学校図書館が含まれなかった経緯を振り返り、②改めて「学校図書館に期待される役割」につき、諸外国の学校図書館制度と比較したうえで、③著作権法施行令 1 条の 3 第 1 項を改正し、学校図書館を含むべきか検討した。

The revision of the Copyright Act in 2021 significantly revised the copyright restriction provisions for libraries. However, school libraries are still not included in the definition of “libraries, etc.” (Article 31 of the Copyright Act and Article 1-3 of the Enforcement Ordinance), and therefore are not able to benefit from the revision. This paper will 1) review the process of the 2021 revision and why school libraries were not included, 2) reconsider the “expected roles of school libraries” by comparing them with school library systems in other countries, and 3) examine whether Article 1-3(1) of the Enforcement Ordinance of the Copyright Act should be revised to include school libraries.

Keywords: 学校図書館、著作権法 31 条 1 項、著作権法施行令 1 条の 3
school library, Article 31(1) of the Copyright Act, Article 1-3 of the Enforcement Ordinance of the Copyright Act

1. はじめに

令和 3 年著作権法改正では、コロナ禍による図書館等の休館を契機とし、ウェブ経由の図書館資料へのアクセスのニーズが顕在化したことにより、図書館関係の権利制限規定が大幅に見直された。その 1 つが、「図書館等」(著作権法(以下「法」という) 31 条 1 項)における公衆送信サービスの実施である。法 31 条 1 項は、「…図書館等…においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の…図書館資料と…を用いて複製…できる」とし、同条 2 項本文は、特定図書館等(定義は同条 3 項)においては、「その営利を目的としない事業として、…利用者…の求めに応じ、…次に掲げる行為を行うことができる」とし、

同項 2 号において「図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと」ができるとされた(公衆送信の内容は同号かっこ書参照)。つまり、国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信や図書館等の資料を個人に対して公衆送信するサービスが可能となった¹⁾。しかし、著作権法施行令(以下「施行令」という) 1 条の 3 第 1 項には学校図書館(学校図書館法 2 条)は含まれなかった²⁾。したがって、条文の仕組み上、「特定図書館等」(法 31 条 3 項)となり得ないから、同条 2 項各号の行為も認められない。

改正の検討過程では、適用対象に追加すべきとの意見が多数であった(生貝, 2021, p.32-3)。また、文化審議会著作権分科会の報告書(2021)(以下「報告書」という)でも「と

りわけ、小・中・高の学校図書館を31条の対象となる「図書館等」に追加することについて³⁾は、アクティブラーニング⁴⁾など従来の授業の枠にとらわれない児童生徒等の主体的な学習が重視されるとともに、オンラインでの教育・指導等が普及する中で、図書館における各種サービスへのニーズも高まっている」ことを踏まえ、「関係団体間で行われている協議の状況をみながら、学校図書館に期待される役割等を十分に勘案の上、早急に適切な対応がなされることを期待する」と明記されている(文化審議会著作権分科会, 2021, p.22)。

しかし、その後の動きは見られない。本稿では、①令和3年改正において学校図書館が含まれなかった経緯を振り返り、②改めて「学校図書館に期待される役割」につき、諸外国の学校図書館制度と比較したうえで、③施行令1条の3第1項を改正し、学校図書館を含むべきかを検討したい。

2. 令和3年著作権法改正の検討過程の分析

2.1 審議会の議論概要

まず、報告書は文化審議会著作権分科会法制度小委員会の下に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」(以下「本WT」という)における検討が反映されている。検討は、2020年8月27日から11月9日までの間に5回行われた。「図書館等」に学校図書館を含めるか否かは、第1回の資料からすでに検討に当たったの論点として含まれていた(本WT第1回資料2-1)。勿論、図書館等関係者からのヒアリングが実施されている(第1回)。その中で、日本図書館協会(JLA)は、「主体となる図書館の範囲について、31条図書館に加えて、学校図書館や専門図書館、病院図書館等も含むことが望ましい」と回答している(本WT第1回議事内容(日本図書館協会(小池信彦氏)発言); 本WT第1回資料4-2)。

他方で、文化庁からは、事前の学校図書館関係団体への意見聴取では、現時点ではあまりコピーサービス・送信サービスのニーズがないこと、学校図書館と公共図書館の性質の違いなどから必ずしも指定されることは望んでいない意見もあることが指摘された(本WT第1回議事内容(大野雅史著作権課長補佐発言))。しかし、実際には、国立国会図書館の図書館送信サービスに関し、関係者から、現行法の下では参加が認められていない学校図書館などからの参加要望があった旨の指摘がされている(本WT第1回議事内容(国立国会図書館(竹内秀樹氏)発言))。

第2回では、コンテンツホルダー側のヒアリングが行われている。法31条の図書館等の範囲拡大に慎重な意見(本WT第2回資料1-3)に対して、福井健策委員が、法31条と学校図書館について質問をしている。これに対し、教育

自体が公共であるものの、一般の公共図書館と同列に論じるのは難しく、学校図書館に図書館送信サービスまで提供したいニーズがあるのか疑問であるとする(本WT第2回議事内容(日本書籍出版協会・日本雑誌協会(村瀬拓男氏)発言))。この点は、第1回での文化庁の担当官発言と同様の回答であるが、これに対し、福井委員が、学校図書館に対し、需要がないことについて改めて確認をしたところ、第1回と同じ文化庁担当官は、「当然ニーズがゼロということではなく、それなりにはあると。ただ、あまりニーズが多いわけではない」とし、「ニーズがあるという声もお聞きしておりますので、その中で関係者の理解を得ながら議論を進めていく必要」があると発言した(本WT第2回議事内容(大野著作権課長補佐発言))。また、大淵哲也委員もオンライン授業の普及などを踏まえ今後、「現実のニーズというのはもう少しよく調べてみていい」とも述べている(本WT第2回議事内容(大淵委員発言))。

なお、別の委員からは、小中高の教育機関では、補償金との関係で法35条とすみ分け(法31条5項、法35条2項)を考える必要があることが指摘された(本WT第2回議事内容(生貝直人委員発言))。

第3回では、福井委員が、「単に授業の補完だけではない、児童や生徒の健全な教養を育成するというような目的のための多くの役割があるはずであり、また我々の成長過程においてその果たす役割は絶大と言っても過言ではない」、「その学校図書館を、しっかり図書館等として位置づけることを考えていくべき」と改めて法31条の「図書館等」に学校図書館を含めるべきことを強調する(本WT第3回議事内容)。

第4回では、学校図書館問題研究会から、要望書(本WT第4回資料7-1)と具体的なニーズ(特に、法35条で捕捉できない事例)についての紹介(本WT第4回資料7-2)があったほか、関係団体間で意見の相違があり、本WTの間に文化庁の呼びかけに基づいて当事者間で協議がなされたことが明らかにされた。

第5回では、報告書案が示されたが、これに対し、生貝委員は、学校図書館を法31条の図書館等に加ええないことにつき、「対象にすべきでない客観的に正当化可能な、説得力の強い理由というのは見当たらない」と指摘した(本WT第5回議事内容)。しかし、結果的には、冒頭述べたように今後の課題とされ、文化庁の担当官は、省令改正で対応可能であるから、関係団体間での協議の状況も踏まえ、条件が整った段階で必要な対応を行っていくとした。

2.2 審議会の議論分析

このように、学校図書館と法31条との関係は当初から論

点に入っていて、全5回、論点として取り上げられていた。コロナ禍によって、図書館送信サービスのニーズが世界的に高まる中、緊急事態宣言などで他の図書館同様、学校も休校となり、学校図書館の機能は果たせなくなっていた。そのため、法31条の改正に着目した本WTは重要な機会であった。加えて、GIGAスクール構想の実現のためなされた平成30年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度の導入(鳥澤, 2022)との関係でも、「授業の過程における利用」(法35条1項)として捕捉できない生徒・児童の主体的な学習を支える学校図書館の新たな意義や機能が期待されていた中での議論であったといえる⁵⁾。

また、後述するとおり、法31条に学校図書館が含まれないことについては、従前から疑問が呈されていたが、これは、複写サービスの点についてである。本WTのメインは、図書館送信サービスの点にあり、理論的にも、「特定図書館等」(法31条2項、3項)に限定している以上、同サービスのニーズとは切り離して検討すべきである。学校図書館において、「送信サービスのニーズが少ない」のであれば、「図書館等」の該当性でなく、「特定図書館等」の該当性において議論すべきであった。

特に問題と思われる点が、学校図書館の「ニーズ」に関する議論である。本WT第1回において、文化庁の担当官の説明では複写サービスと送信サービスについて包括的にニーズがないとしている。しかし、これに対して福井委員が疑問を呈したことで状況が変わり、ニーズはあると回答し、関係者間での協議が開始された。この他、生貝委員からは、「図書館等」に学校図書館を含めない客観的に正当化可能な、説得力の強い理由が見当たらないとまで指摘されている。

したがって、当初は複写サービス、図書館送信サービスのニーズがないとして始まった本WTは、委員らの指摘から風向きが変わり、これに対して権利者側からは有効な反論がなく、本WT外の関係者間の協議に持ち込むことで、「時間切れ」に持ち込んだ形となったと評価できよう。

2.3 平成21年著作権法改正との比較分析

ここで、平成21年著作権法改正との比較をしたい。同改正では、点字図書館による録音図書の作成、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信について、それまでは主体や範囲が限定されていたものを、主体を公共図書館等に拡大した⁶⁾。その際、「福祉に関する事業を行う者」を政令委任した(法37条3項、37条の2等)。委任を受けた著作権法施行令の一部を改正する政令では、学校図書館も含めて規定し、現在に至っている(施行令2条1項1号へ、2条の2第1項2号イ(4))。学校教育の位置づ

け(教育基本法6条2項)や「福祉と教育の連携」といった用語に見られるように、教育と福祉は別であるから、学校図書館の法的位置づけ(学校図書館法1条)からすると、「福祉に関する事業」(法37条3項、37条の2第1項)に学校図書館が含まれることには、文言解釈上は若干の疑問があるが、学校において視覚障害を持つ児童・生徒に対し、図書資料の点字による複製物を提供することも当然に認められるべきであり、特に議論があるところではなかった。この点が、令和3年著作権法改正と異なる。つまり、平成21年著作権法改正では、学校図書館は、その公共的な性格から公共図書館等と同列に扱われ、施行令も対応していたのに対し、令和3年著作権法改正では、施行令1条の3の改正のとおり、公共図書館等とは同列には扱われていない。

もっとも、平成21年著作権法改正に関しては、その改正趣旨を踏まえ、学校図書館が実践をするにあたり、人的・物的課題も指摘されている(野口, 2010)点は留意しなければならない。

3. 学校図書館に期待される役割

3.1 法制度上の根拠

学校図書館は、小中高を対象に、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的とする(学校図書館法1条)。一般的には、学校図書館は、読書、学習、情報センター⁷⁾の3つの機能に整理される。そして、その学校図書館の活用は、教科教育を中心に検討されてきた⁸⁾。

著作権とのかかわりでは、現行法では、法31条1項1号の適用がないので、学校司書が生徒・児童の要望に応じて、著作物をハードコピーにより複製し、これを提供することはできない。ただ、実際上は、授業の過程における利用に供することを目的とする場合で、かつ、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製、公衆送信(自動公衆送信の場合は送信可能化を含む)できる(法35条1項)から、複製に関して、特に支障はなく、現実的な問題が生じていない。公衆送信については、授業目的公衆送信補償金(法35条2項、104条の11第1項)が必要となる。

しかし、法30条1項1号により、生徒・児童が図書を借り出せば、著作物を複製することができる。この違いを「不合理」と評する見解(中山, 2023, p.402)や、「調査研究」目的であることを要件とすることから、当初は高等教育機関に限定したとされるが、近年では初等中等教育においても、自ら課題を発見し解明する主体的な学習活動が重視されており、立法論⁹⁾的に「合理性はない」とする見解(作花, 2022, p.340)がある¹⁰⁾。

この問題は、以前から指摘されており、佐野友彦は、学校

図書館が法31条の図書館に該当しないことを「不公平」として、そのようになっている理由として、「学校図書館がどのような規模を持ち、どのような役割を果たしているのかの認識がないことに原因があるのであろう」と指摘している(佐野, 1991, p.28)。

また、学校図書館特有の機能として、児童・生徒間での相互作用がある。学校教育を集団で行うメリットは、同世代が多様な考え方に触れ、協力、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばすことにある。これは、学校図書館を通じた読書活動等にも当てはまる¹¹⁾だけでなく、生徒同士がコミュニケーションを図ることができるインフォーマルな場としての機能もある(新居, 2018)。

これ以外に、学校図書館法4条2項が一般公開も認めるほか、地域住民への学校開放もなされている(山本, 2022)。特に離島では、公立図書館が存在しない一方で、小中高の学校図書館が唯一の図書館となる。

ただし、この点、県立図書館において離島の住民向けの図書館サービスが課題であったところ(原, 2011)、近時、電子書籍サービスを開始する(沖縄県立図書館)対応を始めている。そのため、学校図書館の一般開放のニーズは相対的に下がっていると評価することは可能であるが、条文上の一定の制約がありつつも「生涯学習社会においては、学校図書館も貴重な学習施設」(田中, 2014, p.39)であることは変わらないであろう。

3.2 諸外国の制度比較の概要

山本順一は、法31条の「図書館等」の適用が、高等教育とそれ以外で区別される我が国の法制について、「世界中で著作権法上、初等中等教育と高等教育で区別をしているところは日本以外にはないと思います」と指摘する(山本, 2011, p.19)。しかし、初等中等教育と高等教育において、図書専門職の配置基準が異なれば、複製サービスの主体が図書館である以上、著作権法上区別することには一応の合理性がある。

例えば、アメリカ著作権法108条は「図書館」の複製について権利制限を認める。学校図書館も「図書館」に含まれるが、ライブラリアンの専門性を担保する仕組みがあり、高度な専門知識が学校図書館のライブラリアンにも求められている¹²⁾。また、カナダ著作権法¹³⁾30.4条のように図書館一般の権利制限規定が、教育施設の一部を構成する図書館にも適用されることを確認している場合もあるが、確認規定を置く必要があるということは、やはり図書館の区別が諸外国でも議論になっていた証左といえる。さらに、ドイツ著作権法¹⁴⁾は図書館の他、教育施設(60a条4項)を定義し、公衆に利用可能な図書館の権利制限(60e条)と

は異なる規律に服している例もある。

他方、韓国著作権法¹⁵⁾31条1項では法31条と同様、「図書館等」を下位法令に委任している。具体的には、韓国大統領令に基づく著作権法施行令12条で、営利目的は除外するが、大学図書館の他、学校図書館や専門図書館を挙げている。

以上のように、教育施設内の図書館であることのみで他の図書館と実質的な差が生じている例は見当たらない。

4. 検討

4.1 権利制限規定の本質の点から

一般に、著作権法の権利制限規定は、文化的所産の公正な利用という点を配慮して、①著作物利用の性質からして著作権が及ぶものとするのが妥当ではないもの、②公益上の理由から著作権を制限することが必要と認められるもの、③他の権利との調整のため著作権を制限する必要があるもの、④社会慣行として行われており著作権を制限しても著作権者の経済的利益を不当に害しないものなどを規定する(加戸, 2021, p.234)。

法31条1項1号は、「図書館等における重要な業務形態としての複製サービス等を可能ならしめるための規定」(加戸, 2021, p.288)であり、上記のうち、図書館の公益性から②に該当する。

また、学校図書館は、憲法上の学習権(憲法26条)(工藤ら, 2023, p.409)、知る権利(憲法21条1項)を基盤にしているといえ、法31条1項1号との関係では③に該当し得る。学校図書館の複製サービスは、全国の公立図書館と比較すれば、これを認めても、著作権者の経済的不利益を不当に害するとは思えず、④にも当たる。

以上からすると、権利制限規定の本質からしても、学校図書館を法31条1項1号に含めても問題はない。

4.2 海外との制度比較の点から

諸外国との制度比較では、学校図書館は、韓国のように「図書館等」として大学図書館と区別しない例と、教育施設の1つとして、図書館と別に権利制限規定を設ける例がある。日本の現状の規定では韓国型に近い。ただ、いずれの制度設計にせよ、学校図書館の複製サービスを認めない例は見当たらない。諸外国の比較において学校図書館を含めない理由はないというえ、特に韓国型と比較すると、施行令で指定しない理由もまた見当たらない。さらに、教育目的は公益性があることから、教育施設における権利制限が諸外国で認められている(4.1の②を充足)。そうすると、法31条でなく、法35条の「授業の過程」に限定していることとの関係で問題を生じるが、施行令1条の3に学校図書館を含め

ることでも、学校図書館の図書館サービスの限定性は解消され(法35条の範囲を問題にしないでよい)、法31条と法35条のすみ分けについても明らかになる。

4.3 施行令1条の3第1項柱書の点から

以上からすれば、施行令1条の3第1項を改正し学校図書館を含めるべきであろう。ただし、学校図書館特有の隘路がある。小規模な学校を対象とした司書教諭の設置義務の免除と学校司書の設置努力義務との関係である。施行令1条の3第1項柱書は、司書等が置かれていることを要件としているからである。

ここでの「司書等」とは、「司書」(図書館法4条2項)の他、司書相当職員が含まれる(著作権法施行規則(以下「施行規則」という。))1条の4各号)。しかし、学校司書や司書教諭は、明示的に挙げられていない。

もっとも、図書館法5条1項3号ハ及び「司書補と同等以上の職の指定(平成20年文部科学省告示第90号)」3号により、図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職にある者は、司書補の職と同等以上の職とされ、図書館法5条1項3号柱書によって、通算して3年以上でかつ、司書講習(同法6条1項)を修了すれば、司書となる資格を有する。その結果、施行規則1条の4第1号に該当し、施行令1条の3第1項柱書の要件を満たす。学校司書は、学校図書館の運営や児童・生徒の利用の促進に資する目的で設置される(学校図書館法6条1項)。ここでの学校図書館の運営は同法4条1項各号が定めるが、図書館法3条の図書館奉仕相当事項と重複する。

また、實際上、平成15年4月に司書教諭制度が全国的に発令されるまでは、学校司書が学校図書館の運営を担っていた点も無視できず(高橋, 2016)、司書教諭と学校司書の関係性といった人的資源の機能・役割分担(安達, 2023)は、学校図書館研究における大きな論点の1つである(中村, 2004)。

しかし、設備要件との関係で純粋な文言解釈をするならば、以上のとおり、学校司書は、図書館法5条1項3号ハの要件を満たすと言える。

他方、学校図書館の専門的職務を掌らせるために置かれる司書教諭(学校図書館法5条1項)は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てられる(同条2項前段)。ただ、学校司書と異なり、「学校図書館の専門的職務」の意義は明確ではない。図書館奉仕相当事項(図書館法3条)と別の性質であれば、施行令1条の3第1項柱書には該当しないこととなる。しかし、その学校司書は、司書教諭と異なり、資格について制度上の定めがないものの、各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書資格や司書

教諭資格、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求める等の資格要件を定めて、学校司書を募集している(文部科学省, 2015)。また、司書教諭の講習に「学校経営と学校図書館」の科目があること(学校図書館司書教諭講習規程3条1項)から、学校図書館に関する専門的職務と解される。そのため、法令の仕組みから、司書教諭は学校司書に求められる能力を担保していると解釈でき、司書教諭は施行令1条の3第1項柱書の条件を満たすといえよう。

ただし、学級数が11以下の学校では、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされている(同法附則2条、司書教諭の設置等に関する基準)。そのため、もともと配置が努力義務である学校司書も司書教諭もない学校図書館が存在する¹⁶⁾。この場合は、仮に改正により施行令1条の3第1項に学校図書館を規定しても、同項柱書の要件を満たさないとして、結局、法31条1項1号の利用ができないことになる。

4.4 小括

学習権等の保障の観点から、権利制限規定を正当化できること(4.1)、海外の法制度と比して、学校図書館を公共図書館と区別することは特異であり、日本の独自性が見当たらないこと(4.2)、学校図書館における人員整備体制を定めた施行令1条の3の規定やその趣旨(4.3)のいずれの観点からしても、学校図書館を図書館等から除外する積極的な理由はなく、正当化の観点からは、現行制度は問題があるといえよう。

5. おわりに

学校図書館の複写や送信サービスといった公的サービスのニーズが顕在化することはおよそ想定されない中で、それを理由に、施行令1条の3第1項に学校図書館を含めない選択をとった令和3年改正には課題が残ったといえよう。無論、複製はともかく、送信サービスをする際に求められる技術的措置(特定図書館等の要件を定める法31条3項4号、施行規則2条の3、送信の際の同条2項2号、同規則2条の4各号)については、予算的制約などに阻まれる可能性はあるが、制度が許容しなければ、検討もできない。

令和5年著作権法改正では、著作権制度・政策をDX時代に対応させるべきとした文化審議会の答申(文化審議会, 2023)を踏まえてコンテンツの利用円滑化が加速したが、学校教育現場への改善はなかった。本論では、平成21年著作権法改正との対比も行ってきたが、通信の高速化、低遅延に加え、AI・IoTの社会実装が進むことによって、仮想(サイバー)空間と現実(フィジカル)空間が一体化するサイバー・フィジカル・システム(CPS)が実現し、データ

を最大限活用したデータ主導型の「超スマート社会」への移行過程において、怪我や病気、障害を持つために学校に行けない児童・生徒のためのアバターロボットの利用も始まっている。特に義務教育である小中学校は、毎日登校する場所である。このような学校図書館で図書館資料の複写サービスが利用できず、借り出しをすれば足りるからとして、ニーズがないと切り捨てることは不相当ではないだろうか。また、アバターを通じた図書の閲覧は、公衆送信に当たり得るから、送信サービスに該当するため、これができる。一定の範囲の公衆送信を複製と同様に扱う必要があるのにも拘わらず、将来に向けた制度設計は未だ不十分な点が多いといえる。

なお、この理は、令和3年著作権法改正の検討過程で要望書が出された病院図書館にも当てはまる(本WT第3回参考資料7)。むしろこちらの方が深刻であり、併せてインクルーシブなDX対応が望まれる。

付記

本研究は、JST ムーンショット型研究開発事業、JPMJMS2215の支援を受けている。利益相反に該当する事項はない。

注

- 1) 詳細は南(2023)に委ねる。
- 2) 学校図書館が「図書館等」(法31条1項柱書)に含まれないことを明示する所管庁の見解として文化庁著作権課(1992, p.24, 25)参照。なお、学校図書館法において、「学校図書館」とは、小学校、中学校及び高等学校において、図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。
- 3) 施行令1条の3第1項2号に小学校、中学校、高等学校等の初等中等教育機関に設置されている図書館は含まれない(小倉・金井, 2020)。
- 4) 2020年度以降改訂の学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」と表現され、その学びを支えるために学校図書館の役割の重要性は指摘されている(例えば渡邊(2018))。
- 5) 例えば、作花(2022, p.340)は「近年では…自ら課題を発見し解明する主体的な学習活動が重視されており、立法論的には、高等教育機関に限定する合理性はない」とする。
- 6) 経緯につき、栗原(2018)参照。
- 7) 情報センターとしての学校図書館については、須藤・平久江(2001)参照。
- 8) 学習指導要領等との関係では、前田(2021)がある。文献レビューとして、河西(2010)、河村・富永(2023)がある。また、教科教育における学校図書館の活用に関しては、多くの論考がある。特に歴史的には、時代に応じた先端的なメディアの活用が、当該メディアとの接触を与える貴重な機会として、情報格差を埋める役割があったといえる。例えば、音楽教育につき、杉山(2014)、外国語教育につき、八木(2017)がある。情報教育全般については、青山(2000)参照。
- 9) 藤田(2010)は私的複製と図書館等による複製が認められる過程について詳細に論じている。著作権法施行に至るまで、1965年9月の著作権制度審議会から私的複製と図書館等に関する審議が並列して検討されてきた様子が明らかになって

いる(同, p.165, 表1参照)。

- 10) 山本(2005, p.16)は、「調査研究」は広く老若男女の一般市民までを対象とし、主観的なもので、客観的な価値を問題とすべきでないとする立場から、やはり疑問を呈している。
- 11) 長谷川(2019)は、生徒間相互でレファレンスを創作する活動の実践を紹介する。
- 12) ただし、学校図書館専門職に高度な専門性を求めるなど、学校図書館基準を定める。(American Association of School Librarians)
- 13) Copyright Act R.S.C., 1985, c. C-42 (<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C-42.pdf>)
- 14) Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (<https://www.gesetze-im-internet.de/urhgf/>)
- 15) 저작권법 (<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A0%80%EC%9E%91%EA%B6%8C%EB%B2%95>)
- 16) 学校司書の配置状況は、最近の調査では公立学校でもおよそ60%台である。また、司書教諭の発令は、小規模学級数の例外に該当する学校においては30%台である((文部科学省総合教育政策局地域学習推進課, 2020)参照)。

参考文献

- American Association of School Librarians “AASL Standards Framework”. <https://standards.aasl.org/wp-content/uploads/2017/11/AASL-Standards-Framework-for-Learners-pamphlet.pdf> (2024年2月27日アクセス)
- 青山比呂乃(2000)「司書教諭のいる学校図書館と情報教育の可能性—1つの事例報告『情報の科学と技術』50(8), p.425-31.
- 安達洋子(2023)「学校図書館法の一部を改正する法律(1997年)の成立前後にみる司書教諭配置の実情に関する一考察—国会会議録を手がかりにして—」『共栄大学教育学部研究紀要』8, p.1-17.
- 新居池津子(2018)「学校図書館は授業において『第三の場所』としてどのように機能するのか—中学生に対する教師のインフォーマルなかかわりに着目して—」『読書科学』60(3), p.173-86.
- 生貝直人(2021)「特集 著作権法改正と改正動向 図書館等のデジタル・ネットワーク対応」『ジュリスト』1565, p.29-33.
- 沖縄県立図書館「沖縄県立図書館 図書館未設置離島用電子書籍サービスのご案内」<https://www.library.pref.okinawa.jp/library/cat5/post-14.html> (2024年1月31日アクセス)。
- 小倉秀夫、金井重彦(2020)『著作権法コンメンタルⅡ』(改訂版)。第一法規。
- 河西由美子(2010)「学校図書館に関する日本国内の研究動向—学びの場としての学校図書館を考える」『カレントアウェアネス』304, p.24-30.
- 加戸守行(2021)『著作権法逐条講義』(七訂新版)。著作権情報センター。
- 河村茂雄、富永香羊子(2023)「学校図書館を活用した授業の取り組みにおける先行研究の展望」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊』31(1), p.93-103.
- 工藤達朗、宍戸常寿、松本和彦、渡辺康行(2023)『憲法I基本権』(第2版)。日本評論社。
- 栗原佑介(2018)「著作権法と障害者の情報アクセシビリティ」『情報通信学会誌』36(1), p.31-6.
- 作花文雄(2022)『詳解 著作権法』(第6版)。ぎょうせい。
- 佐野友彦(1991)「学校図書館と著作物の複製」『学校図書館』491, p.27-32.
- 杉山悦子(2014)「学校教育を支援する学校図書館の機能—1950年代におけるレコード資料の取扱いとその活用」『音楽教育実践ジャーナル』11(2), p.166-77.
- 須藤崇夫・平久江祐司(2001)「情報センターとしての学校図書館の現状と課題」『情報メディア研究』19(1), p.47-65.
- 高橋恵美子(2016)「1997年から2015年までの学校司書の職務内容と変化」『生涯学習基盤経営研究』40, p.19-42.
- 田中洋(2014)「学校図書館法逐条解説」『学校図書館』759, p.37-41.

- 鳥澤孝之(2022)「GIGA スクール構想における著作権制度の課題」『レファレンス』856, p.75-102.
- 中山信弘(2023)『著作権法』(第4版). 有斐閣.
- 中村百合子(2004)「学校図書館に関する日本国内の研究動向」『カレントアウェアネス』282, p.24-8.
- 野口武悟(2010)「学校図書館メディアと改正著作権法施行(2010年1月)―その可能性と課題についての一考察―」『日本教育学会大会研究発表要項』69, p.410-1.
- 長谷川栄子(2019)「コンピュータを活用し、児童の相互交流が生まれる学校図書館をめざして」『人間教育』2(10), p.243-52.
- 原裕昭(2011)「離島の図書館未設置町村における図書館サービスの現状と課題」『沖縄県図書館協会誌』, p.52-6.
- 藤田節子(2010)「図書館に関わる著作権法条項の成立の過程：第30条私的使用のための複製と第31条図書館等における複製」『現代の図書館』48(3), p.163-78.
- 文化審議会(2023)「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について第一次答申(令和5年2月)」
- 文化審議会著作権分科会(2021)「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/pdf/92654101_02.pdf (2024年7月18日アクセス)
- 文化審議会著作権分科会法制度小委員会(2020)「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/toshokan_working_team/ (2024年2月23日アクセス)
- 文化庁著作権課(1992)「著作権法Q & A ―学校および学校図書館での著作物利用―」『学校図書館』503, p.10-27.
- 前田稔(2021)「学習指導要領・学習指導要領解説の記述から分析する学校図書館の役割」『日本教育学会第80回大会』p.181-2.
- 南亮一(2023)「2021年著作権法改正による第31条の改正 ―どのようなサービスなのか―」『図書館界』75(3), p.197-205.
- 文部科学省ウェブサイト(2015)「「司書教諭」と「学校司書」及び「司書」に関する制度上の比較」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/sisyo/1360933.htm (2024年2月23日アクセス)
- 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課(2020)「令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について」
- 八木慶太郎(2017)「外国語教育における学校図書館活用の今日的意義」『教職課程センター紀要(大東文化大学)』2, p.13-20.
- 山本順一(2005)「学校図書館と著作権」学校図書館659号, p.15-8.
- 山本順一(2011)「Google, Kindle, iPad時代の図書館と著作権制度」『同志社大学図書館学年報』37, p.4-30.
- 山本紀代(2022)「地域と学校をつなぐ『場』としての学校図書館の一考察」『社会教育研究年報』36, p.125-36.
- 渡邊重夫(2018)「学校図書館と次期学習指導要領」『学図書館雑誌』112(12), p.793-6.

[受付日 2024. 3. 4]

[採録日 2024. 7. 4]